



2026年6月16日

各位

会社名 株式会社セイヒョー  
代表者名 代表取締役社長 飯塚 周一  
(コード番号：2872 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役管理部長 安藤 力  
TEL 025-386-9988

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月16日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月15日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 2,300株
(3) 処分価額	1株につき2,186円
(4) 処分総額	5,027,800円
(5) 処分予定先	当社の従業員 23名 2,300株

##### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の従業員が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の従業員に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。また、本制度に基づき、譲渡制限付株式は譲渡制限期間が異なる二種類の譲渡制限付株式で構成されること、並びにその譲渡制限期間は①譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間と、②5年間から10年間までの間で当社取締役会が定める期間とすることとしております。

本日、当社取締役会の決議により、割当予定先である当社の従業員23名（以下、「割当対象者」という。）に対し、上記②の譲渡制限期間を設定した譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式II型」という。）の割当てのために金銭報酬債権合計5,027,800円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式2,300株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

### 3. 譲渡制限付株式Ⅱ型における割当契約の概要

#### ① 譲渡制限期間

下記に定める譲渡制限期間において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

譲渡制限付株式Ⅱ型

2026年7月15日～2036年5月31日（以下、「本譲渡制限期間Ⅱ」という。）

#### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、譲渡制限付株式Ⅱ型に係る本割当株式（以下、「本割当株式Ⅱ」という。）を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものものといたします。

また、本割当株式Ⅱのうち、本譲渡制限期間Ⅱが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅱ」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅱの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものものといたします。

#### ③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅱ中、継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅱをもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅱが満了する前に当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、本割当株式Ⅱの全部につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものものといたします。

#### ④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅱについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅱを当該口座に保管・維持するものものといたします。

#### ⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式Ⅱの全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱの全部を当然に無償で取得するものものといたします。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年6月15日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,186円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上